熊谷市監査委員公告第１号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和４年５月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度議会事務局定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

議会事務局

⑵　対象事務

令和２、３年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか
②　必要な帳簿類は整備されているか

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか
②　適正な支出となっているか

⑶　契約事務　①　安易な随意契約を採用していないか
②　契約の履行に問題はないか
③　完了報告を漏れなく受領しているか
④　検査結果通知書等は作成されているか

⑷　補助金　①　根拠等審査は適切か
②　実績報告書等必要な証拠書類を提出させているか

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
②　負担効果の点より整理すべきものはないか

⑹　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか
②　備品の登録に漏れはないか

⑺　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、鈴木理裕監査委員については、地方自治法第 199 条の２の規定に基づき、政務活動費交付金に係る監査については除斥した。

⑴　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ)　現金出納簿

イ　支出事務

(ｱ)　旅費

(ｲ)　議会運営経費「情報機器借上料」

(ｳ)　議会運営経費「議長交際費」

(ｴ)　議会運営経費「印刷費」

(ｵ)　「ＳＴＯＰコロナ」議事堂内感染拡大防止対策事業「器具購入費」

ウ　契約事務

(ｱ)　くまがや市議会だよりＰＤＦデータ作成業務委託

(ｲ)　本会議等録音反訳業務委託

(ｳ)　インターネット議会中継システム業務委託

(ｴ)　議場車椅子用階段昇降機保守点検業務委託

エ　補助金

(ｱ)　議員団交付金

(ｲ)　政務活動費交付金

オ　負担金

(ｱ)　関東市議会議長会

カ　財産管理

(ｱ)　備品台帳一覧表

キ　その他

(ｱ)　出勤簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、議会事務局、熊谷市役所６０３会議室（東）

⑵　監査期間

令和３年 12 月 24 日から令和４年２月 21 日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

指摘事項なし

⑵　支出事務

指摘事項なし

⑶　契約事務

ア　委託契約について、業務の完了報告書に文書収受されていないものがあった。熊谷市文書管理規程第８条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

⑷　補助金

指摘事項なし

⑸　負担金

指摘事項なし

⑹　財産管理

ア　備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

⑺　その他

指摘事項なし

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。